

第二期「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の策定等について

1 第二期「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」策定の方向性について

本市では、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の開始に合わせ、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下「現行支援事業計画」という。）を平成27年3月に策定しました。

現行支援事業計画は、平成27年4月から平成32年3月までの5カ年が計画期間となっており、平成31年度中に第二期「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第二期支援事業計画」という。）を策定します。

併せて、並行して策定予定の「（仮称）子どもの貧困対策実施計画」など、本市の子ども・子育て施策にかかわる計画の位置づけについて整理をしていきます。

（1）利用希望把握調査

国からは第二期支援事業計画策定においては、利用希望把握調査は不要との方針が示されていましたが、今年度当初に必要な旨の通知が出され、本年8月24日に基本的な考え方である「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等の考え方」が示されました。

また、幼児教育・保育の無償化についての制度の概要が徐々に示されてきましたので、平成31年10月から実施予定の無償化の動向に関する情報を周知しながら、就学前児童及び小学校1～4年生の保護者に、幼児教育・保育、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなどの利用希望把握調査を行います。

ア 実施予定期間

平成31年4月下旬から5月下旬まで

イ 対象者

次の（ア）（イ）の世帯を無作為抽出し、郵送配布・回収します。

（ア）就学前の児童の保護者 6,000世帯

（イ）小学校1年生から小学校4年生までの児童の保護者 6,000世帯

（2）第二期「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の策定

（1）の利用希望把握調査の結果や、現在、調査・分析中の「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」の結果などを踏まえ、幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等について、年度末に国から示される予定の「基本指針」に則した量の見込みを算出し、その確保方策と実施時期を示した平成32年度から平成36年度までの5カ年の第二期支援事業計画を平成31年度中に策定します。

(計画策定の視点)

- ア 「幼児期の教育・保育」及び「地域における子ども・子育て支援」の量の見込みや確保方策に基づき、その達成に向け、計画的に実施する。
- イ 保育の利用を希望する保護者が幅広い選択ができるよう、多様な保育サービスの充実を図る。
- ウ 配慮を要する子どもとその保護者に対しては、必要としている支援が必要な時点でできるよう関係機関が連携し、体制を構築する。
- エ 安心して子どもを産み育てられる社会を目指し、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく支援する取組を強化する。
- オ 幼児教育・保育の無償化による影響等を的確に把握し、無償化に合わせた施策展開を図る。

(3) スケジュール (予定)

平成30年12月	12月定例会において利用希望把握調査に係る補正予算案の上程
平成31年 4月下旬～5月下旬	利用希望把握調査実施
9月	9月定例会子ども文教常任委員会において調査報告書(案)の報告
12月	12月定例会子ども文教常任委員会において計画(素案)の報告
平成32年 1月	パブリックコメントの実施
2月	2月定例会子ども文教常任委員会において計画(案)の報告
3月	第二期支援事業計画の策定

2 保育所施設整備等について

(1) 次期「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」策定の方向性について

ア 待機児童へ対応するための取組について

(ア) 計画期間について

次期ガイドラインの計画期間は、上位計画である第二期支援事業計画と同じく、平成32年度から5カ年とします。

ただし、保育所等の新設に係る計画については、国の「子育て安心プラン」において、待機児童解消目標年限を「遅くとも平成32年度末」と定めていることを踏まえ、計画期間の設定を行います。

(イ) 保育の量の見込みと確保方策について

保育の量の見込みについては、第二期支援事業計画の策定に当たり実施する利用希望把握調査の結果や、幼児教育・保育の無償化の影響等も踏まえて設定します。

なお、平成32年4月に開所する認可保育所等の公募につきましては、計

画の端境期となることから、暫定的に次期ガイドラインを前倒しし、平成30年度中に募集を開始することとします。

(ウ) 保育所等の新設整備によらない待機児童対策について

現ガイドラインでは、保育所等の新設整備を中心に待機児童対策を進めてきましたが、次期ガイドラインでは、必要な新設整備を進めるとともに、保育士確保等の取組も推進します。

イ その他の事業について

現ガイドラインに位置づけられた、地域子ども・子育て支援事業や公立保育所のあり方の検討などについては、これまでの成果や課題、今後の方向性等について精査を行った上で、次期ガイドラインへの位置づけについて検討します。

(2) 認可保育所の公募について

ア 認可保育所の公募結果について

平成31年4月開所に向けた認可保育所の公募において「選考なし」となっていた西南地区について、次のとおり再公募を行い、設置運営法人を選定しました。

(ア) 募集期間 平成30年8月29日～10月16日

(イ) 開所時期 平成32年4月1日まで

(ウ) 募集地区 西南地区（1園）

(エ) 公募結果

募集期間に2法人から2件の応募があり、10月24日に藤沢市保育所等設置運営者選考委員会を開催し、次のとおり設置運営法人を選定しました。

- ・事業者名 社会福祉法人みらい
- ・提案内容 新築建物を賃借して改修
- ・設置場所 羽鳥1丁目
- ・建物構造 鉄骨造3階建ての全部
- ・開所時期 平成32年4月1日
- ・予定定員 64人

イ 平成31年度認可保育所公募の実施について

平成32年4月開所に向け、認可保育所の公募を次のとおり実施します。

なお、従来の公募における課題（事業物件確保のための期間や近隣住民への説明期間等）を解消するため、平成30年10月1日時点の入所保留児童数を精査し、募集予定の地区、定員規模、園数等を定め、事前周知期間を設けるなどの対応を図ります。

その後、平成31年1月末に集約する「平成31年4月の一次入所保留児童数」を元に直近の保育ニーズを精査した上で、地区、定員規模、園数等を確定し、募集要項を公表します。

(ア) 事前周知内容

- a 募集予定の地区，定員規模，園数
 - (a) 東南地区（定員64名程度・1園以上）
 - (b) 西南地区（定員64名程度・1園以上）
 - (c) 中部地区（定員64名程度・1園以上）
 - (d) 北部地区（定員64名程度・1園以上）
- b 開所時期 平成32年4月1日
- c その他 提案に当たっての要件等

(イ) 事前周知期間

平成30年12月中旬～平成31年1月末日

(ウ) 募集要項公表

平成31年2月上旬に市ホームページにて公表

3 放課後児童クラブ整備等について

(1) 次期「藤沢市放課後児童クラブ整備計画」策定の方向性について

放課後児童クラブの整備は，平成27年3月に策定した「藤沢市放課後児童クラブ整備計画」に基づき，平成27年度から平成31年度までの5カ年計画で実施しています。平成31年度末で計画期間が終了することを受け，その後の放課後児童クラブ整備計画について，次のとおり策定します。

ア 次期整備計画期間について

次期整備計画の計画期間は，上位計画である第二期支援事業計画と同じく，平成32年度から5カ年とします。

イ 策定方針について

平成30年7月に作成した児童推計では，平成31年度を本市における小学校児童数のピークと見込んでいますが，利用希望把握調査の結果も踏まえた上で，将来的な財政負担を抑えることも念頭に，必要な整備を進めてまいります。

なお，施設整備に当たっては，次の4点について，積極的に検討を行います。

- (ア) 公共施設の活用及び公共施設再整備と連携した整備
- (イ) 現在の施設の増築・増床による定員数の拡大
- (ウ) 賃借物件の改修
- (エ) 1つのクラブにおける複数学区の児童受入れ

(2) 現計画における整備の状況等について

ア 整備状況について

藤沢市放課後児童クラブ整備計画に基づき，平成27年度から平成31年度までの5カ年計画で実施している整備は，クラブ運営に必要な場所の確保，指導員不足などの要因から遅れが出ています。そのため，現計画期間内で目標としていたクラブ数の達成が困難な状況にありますが，平成31年度の整備については，今年

度中から公募の準備等を行い、施設整備に取り組みます。平成32年度以降は次期計画に基づき、引き続き待機児童対策を進めていきます。

イ 条例改正について

「藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、1クラブ当たりの支援数をおおむね40人以下（定員では60人）、児童1人当たりの専用区画面積を1.65㎡と定めていますが、いずれも平成32年3月31日までを経過措置期間とし、基準の緩和を行っています。

基準緩和の終了に伴い、待機児童が多く発生する状況が予想されるため、放課後児童クラブの定員と専用区画面積について、安全性に配慮した上で柔軟に対応できるよう、平成31年度中に条例改正の議案を上程する予定です。

4 藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査の中間報告について

子どもの貧困対策に係る福祉施策や教育施策等の方向性を検討するために、子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ等について把握することを目的に実施している「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」の集計状況を報告（中間報告）するものです。

(1) アンケート調査

ア 実施期間

平成30年9月22日から10月15日まで
(中学生については、10月31日まで締切延長)

イ 対象者

(ア) 市立小学校5年生の児童とその保護者	3,957世帯
(イ) 市立中学校2年生の生徒とその保護者	3,600世帯
(ウ) 5歳児の保護者	3,845世帯
(計)	11,402世帯

ウ 回収数・回収率（平成30年10月31日時点）

(ア) 市立小学校5年生の児童とその保護者	1,602世帯（40.5%）
(イ) 市立中学校2年生の生徒とその保護者	1,076世帯（29.9%）
(ウ) 5歳児の保護者	2,457世帯（63.9%）
(計)	5,135世帯（45.0%）

(2) アンケート調査報告（中間報告）

資料2のとおり

(3) 支援者ヒアリング

ア 実施期間 平成30年8月7日から10月18日まで

イ 対象者 32団体

小中学校教諭，スクールカウンセラー，児童養護施設職員，母子父子自立支援員，放課後児童クラブ指導員，保育所保育士，中央児童相談所ケースワーカー等

ウ ヒアリング内容

支援活動の概要，支援対象者との関わり，支援活動の課題，支援活動の連携，貧困対策として必要な施策等

以 上

(事務担当 子ども青少年部子育て企画課・青少年課)